

令和8年度「全国犯罪被害者等支援実務者会議」

途切れない支援の提供体制の強化 ～ワンストップサービスの運用について～

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課
多機関連携・指導係

地方公共団体アドバイザー



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

本日の内容



- 犯罪被害者等への支援とは
 - ・ 犯罪被害者等に対する支援の意義
 - ・ 犯罪被害者等のニーズと取組の方向性
- 犯罪被害者等に対する支援の流れ
- 犯罪被害者等に対する途切れない支援の提供
- 機関内ワンストップサービスのあり方
 - ・ 目的、仕組みについて
- 多機関ワンストップサービスのあり方（参考）
 - ・ 目的、仕組みについて ・ 対象とする範囲について
 - ・ 求められる機能について
- 犯罪被害者等支援調整会議について（参考）
 - ・ 支援調整会議とは ・ 参画機関・団体について
 - ・ 関係機関・団体間の情報共有について

● 犯罪被害者等への支援とは



・ 犯罪被害者等に対する支援の意義

御遺族の講演録から（令和6年度犯罪被害者週間中央イベント（基調講演）・令和7年版犯罪被害者白書掲載）

（講演中に紹介された、事件から14年後に殺人事件の被害者である娘さんに宛てたお母様のお手紙）

ちーちゃん、もう14年も会ってないヨネ！今、もしどこかで生きていられたら、どんな旦那様とどんな子供達と出会えていたのかな？ちーちゃんだから、子供のしつけをちゃんとして良妻賢母、きびしくてやさしいお母さんになっていたよね。仕事も、大好きな子供達に囲まれて保育士さんになっていたよね。そしてお姉ちゃん家族とも仲良く、お父さんとお母さん、妹も大事にしてくれたよね、楽しい未来を描いていたよね。

なのに、世界中どこを探してもちーちゃんと会えない。あの男はちーちゃんだけを殺したのではない。ちーちゃんの子供も、その又子供も、その次の子供も無限に殺した。ちーちゃん一人の命、それが誰の命であっても同じです。その命の重さは未来の子供達の命をうばう事。その事を重く考えて解ってほしい。この事はちーちゃんが教えてくれたよね。

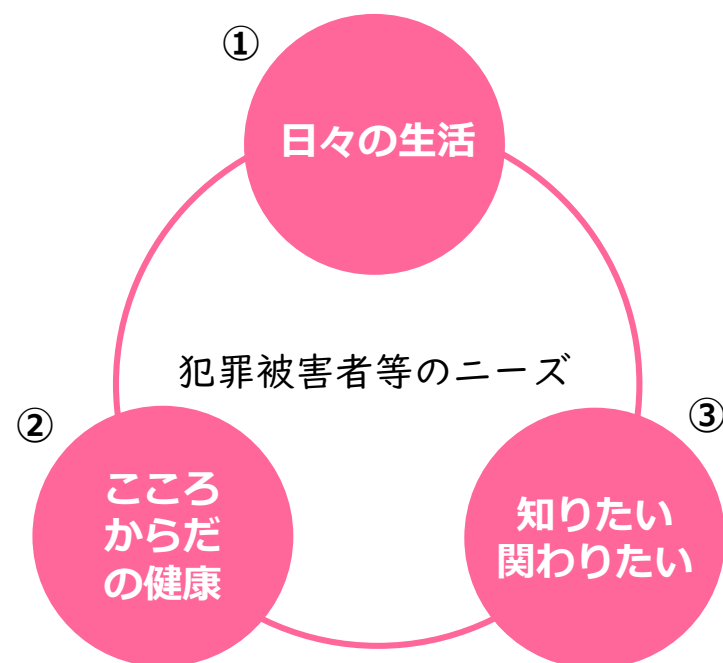
何だかんだ言いながらお母さんはもうちーちゃんの3倍も生きてしまいました。出来る事ならちーちゃんの未来の為、お母さんの命と代わってあげられれば良かったと、いつも思います。お母さんはもう十分に生きてきました。今ちーちゃんより長く生きている事、ちーちゃんを助けてあげられなかった事、償おうと思っても償うことが出来ない。それはお母さんの後悔であり、お母さんの罪なのです。本当にちーちゃんごめんなさい。お母さんの方が長く生きていてごめんなさい。ちーちゃんの事守り切れなかった母をどうか一生許さないで下さい。

◎不慮の犯罪被害に巻き込まれた犯罪被害者や御家族を、
社会全体で支えることが必要

● 犯罪被害者等への支援とは

・ 犯罪被害者等のニーズと取組の方向性

- 犯罪被害者等の困難は、被害に遭った直後から始まり、その後も様々な形で継続
- 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、途切れることのない支援を行うことを念頭に、ニーズに見合った制度の充実とともに、体制の整備や社会の理解の醸成が必要



○ 犯罪被害者等のニーズの具体例

① 日々の生活

働き手を亡くした
加害者から逃げるために引っ越さなければならない
ケガや心の不調などで仕事が続けられなくなった

② こころからだの健康

障害が残った、PTSDを発症した
周囲やインターネット上で心ない声（二次的被害）を受けた

③ 知りたい関わりたい

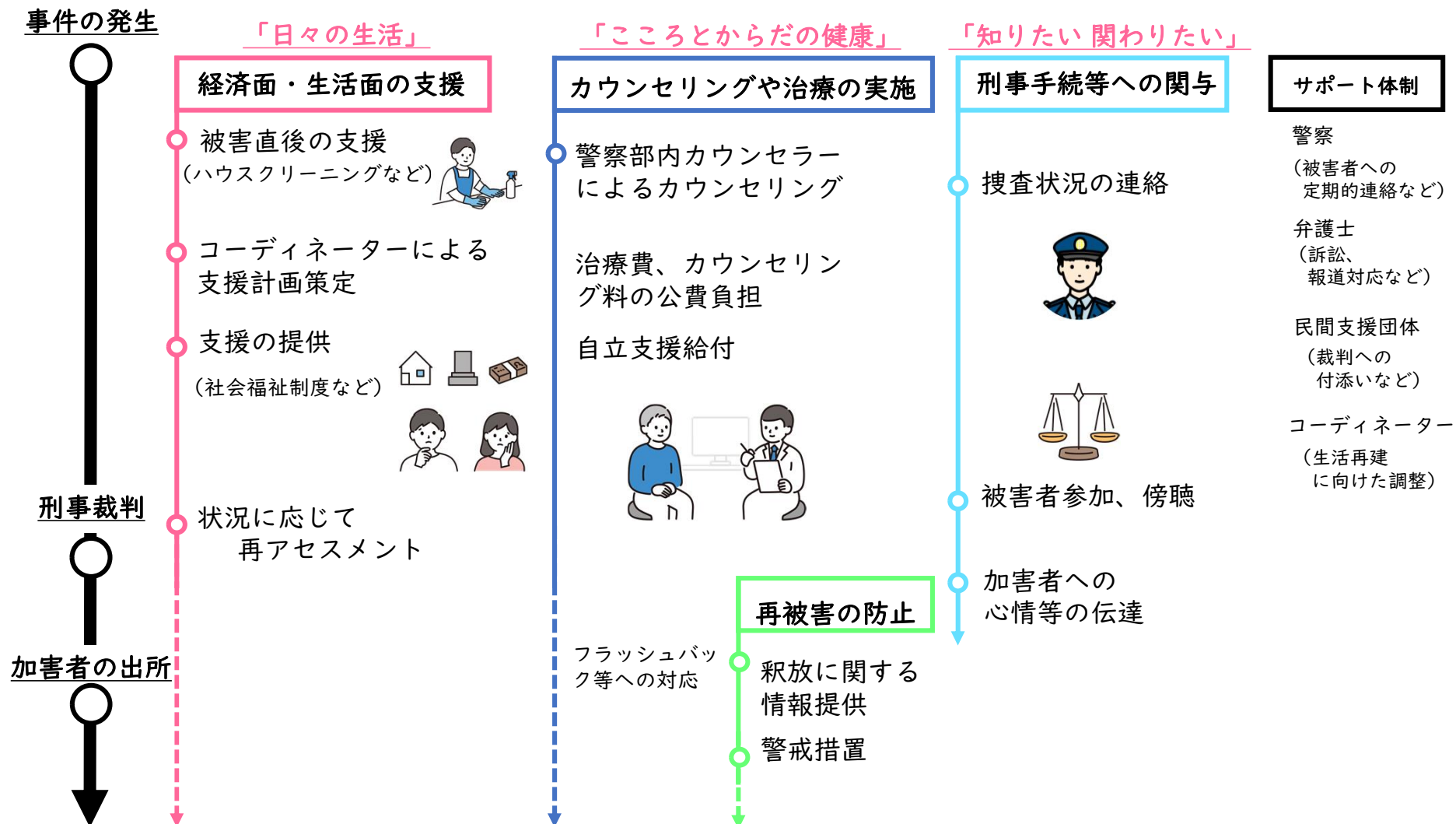
事件のことや加害者のことを知りたい
裁判で思いを伝えたい

● 犯罪被害者等に対する支援の流れ



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

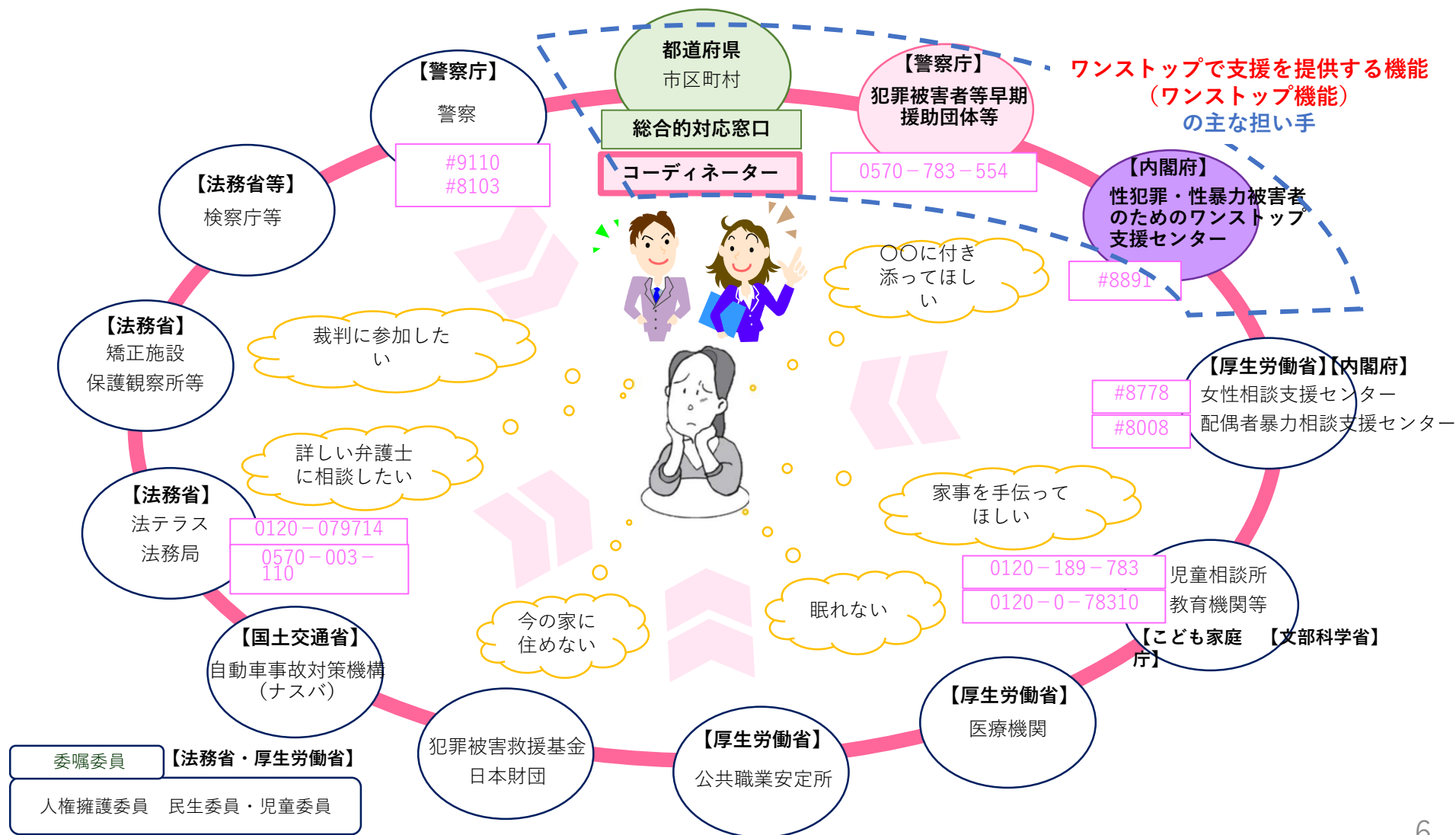
※ 殺人事件の御遺族への支援を想定



● 犯罪被害者等に対する途切れない支援の提供



- 犯罪被害者等支援コーディネーターを支援のハブとして、様々な機関による支援をワンストップで提供



● 機関内ワンストップサービスのあり方



○ 目的、仕組みについて

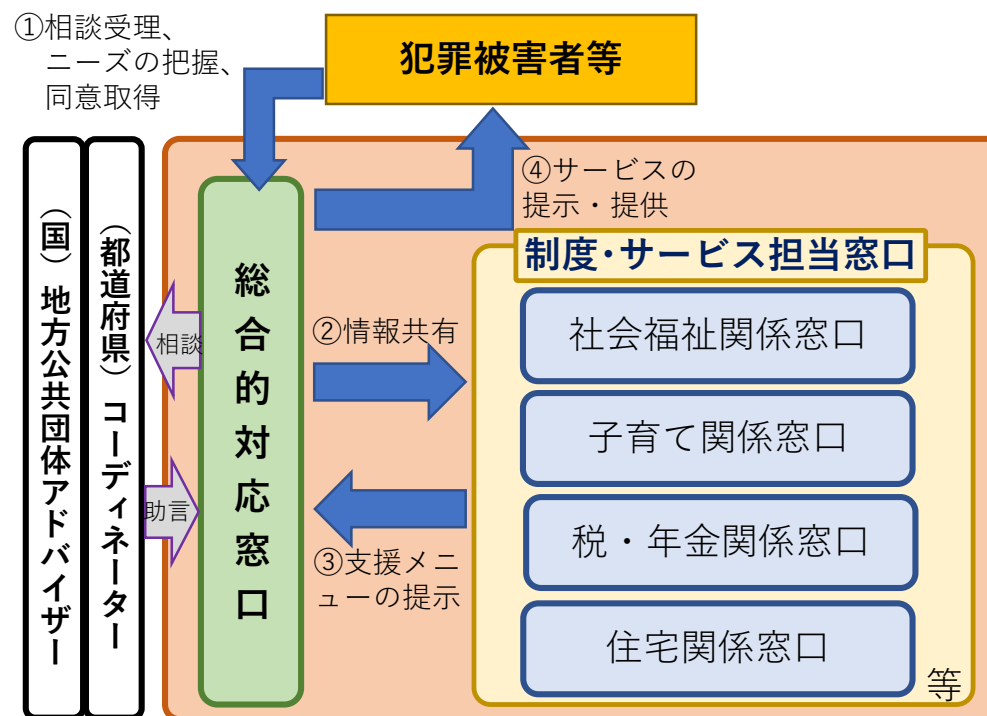
1 目的

- ・ 犯罪被害者等のニーズに応じ、その機関・団体が持つ、利用できる全ての制度・サービスを包括して漏れなく届けること
- ・ 犯罪被害者等が制度・サービスを利用する際の負担軽減に資すること

2 仕組み

- ・ 総合的対応窓口を中核とした基盤整備の上、相談受理した場合の対応を定めておくことが望まれる
- ・ 全ての犯罪被害者等の相談に対して求められる

○ 総合的対応窓口が相談受理した場合の仕組み



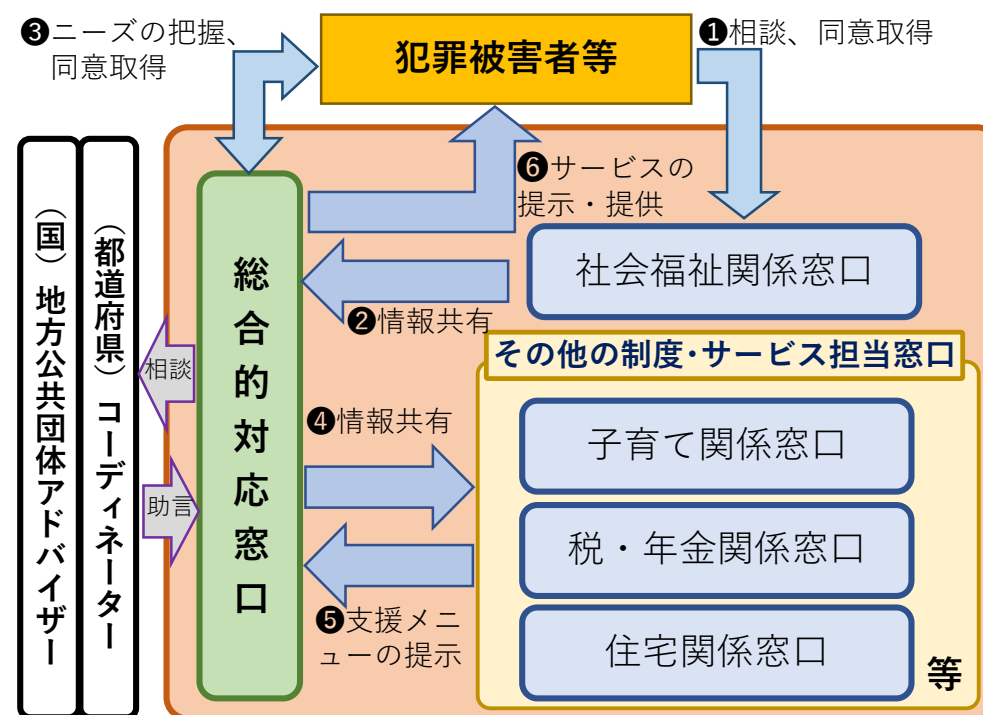
【総合的対応窓口が相談受理した場合の対応例】

- ① 相談受理時にニーズを一元的に把握、情報共有の同意取得
- ② 支援可能性のある制度・サービス担当窓口へ情報共有
- ③ 総合的対応窓口の下で、提供可能な制度・サービスを調整
- ④ 総合的対応窓口が包括して、制度・支援サービスを提示、担当窓口と連携して支援を実施

【総合的対応窓口としての準備（案）】

- ・ 相談受理における事務処理要領の作成（同意書、機関内会議方法、情報共有・管理、終結等）
- ・ 支援メニューリストの作成（関係課の持つ制度・サービスの内容、担当窓口・連絡先）
- ・ 職員向け支援ハンドブックの作成等

○ 総合的対応窓口以外が相談受理した場合の仕組み



【総合的対応窓口以外が相談受理した場合の対応例】

- ① 相談受理（状況、ニーズの把握）、総合的対応窓口に対する情報共有の同意取得
- ② 総合的対応窓口へ情報共有
- ③ ニーズの把握（必要に応じて再面談）、情報共有の同意取得
- ④ 支援可能性のある制度・サービス担当窓口へ情報共有
- ⑤ 総合的対応窓口の下で、提供可能なサービスを調整
- ⑥ 総合的対応窓口が包括して、制度・支援サービスを提示、担当窓口と連携して支援を実施

● 多機関ワンストップサービスのあり方(参考)



○ 目的、仕組みについて

1 目的

- ・ 犯罪被害者等のニーズに応じ、複数の関係機関・団体が持つ、利用できる全ての制度・サービスを包括して漏れなく届ける
- ・ 犯罪被害者等が制度等を利用する際の負担軽減に資する

2 仕組み

- ・ 犯罪被害者等からいずれかの機関・団体に相談や問合せを行えば、その相談等を受けた機関・団体を起点として、コーディネーターに情報が集約され、コーディネーターの調整の下、様々な機関・団体が必要な支援を一体となって協議し、被害者等のニーズに応じた適時適切な支援が一元的に提供される仕組み

3 対象とする範囲

- ・複数の機関・団体による複数の制度・サービスを提供する必要が見込まれる場合が対象

〈先進的な都道府県の例〉

- ・対象を殺人、強盗致傷、性犯罪、交通死亡事故等の一定の重大な事件の被害者等とした上で、これら以外の場合でも、必要により対象とすることが可能となるよう規定

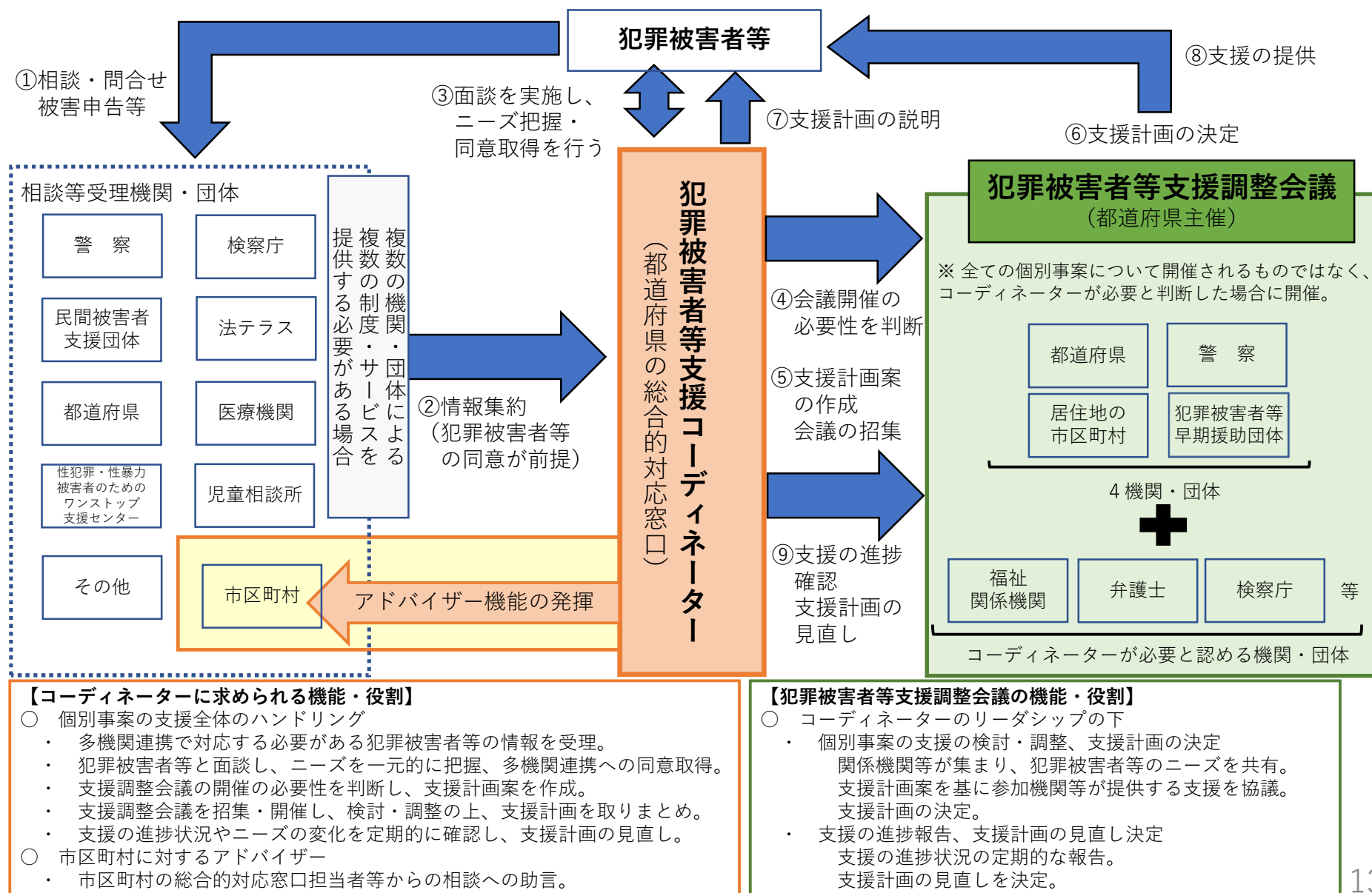
○ 求められる機能（重要な要素）

- ① 都道府県が中核となり、都道府県に配置されたコーディネーターが支援全体のハンドリング（調整）を行う仕組みとすること
- ② 犯罪被害者等が居住する市区町村が参画し、生活を支援する各種制度・サービスを提供する仕組みとすること
- ③ 支援調整会議を開催するなど、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供する機関・団体が情報を共有し、支援内容をパッケージで検討する仕組みとすること

● 多機関ワンストップサービスのあり方（参考 つづき）



先進的な都道府県を取組を参考とした多機関ワンストップサービスの仕組み（例）



● 犯罪被害者等支援調整会議について(参考)



○ 支援調整会議とは

- ・「支援のパッケージ化」を検討するための協議の方法
- ・対象とする被害者等のニーズに応じた支援を提供する機関・団体が集まる会議体

○ 実施主体

都道府県の事業として支援調整会議を設置・運用

○ 参加機関・団体(※)

都道府県、市区町村、都道府県警察、早期援助団体等
⇒詳細は次のスライドを参照

○ 会議内容

- ・犯罪被害者等のニーズを共有
- ・支援計画案を基に提供する支援を協議
- ・支援計画の決定
- ・支援提供後の検証、支援計画の再調整・協議等

※ 参画機関・団体について

【必須機関・団体】

・ 都道府県

多機関ワンストップサービスの中核

・ 犯罪被害者等が居住する市区町村

生活支援のための制度・サービスの実施主体

・ 都道府県警察

初期支援、第一次的な相談受理機関

・ 民間被害者支援団体【早期援助団体】

初期から中長期までの支援を実施

【課題・ニーズによって参画】

- ・ 検察庁、裁判所、児童相談所、医療機関、弁護士、福祉関係機関、教育委員会、学校など

○ 関係機関・団体間の情報共有について

- ・ 関係機関・団体が必要な情報を迅速に相互に共有することが重要である。
- ・ 一方で、犯罪被害者等に関する情報は、要配慮個人情報である。
（個人情報保護法）



- ・ 情報共有の範囲を慎重に設定し、支援を行うために真に必要な機関・団体のみに情報共有を図りつつ、スムーズな情報共有が求められる。



- ・ 関係機関・団体ごとに情報の取扱いに厳格な基準を設定すること。
- ・ 情報共有（提供・受理）の具体的要領、情報管理の方法、秘密の保持等に関しての共通ルールを明確に設定すること。
- ・ 犯罪被害者等からの同意が必要である。
（十分な意思疎通、丁寧な説明、納得の上で同意を得ること。）